

2017年1月11日

日本臨床検査医学会
臨床検査専門医 各位

日本臨床検査医学会
理事長 矢富 裕
専門医制度担当理事 山田俊幸

新専門医制度についてのお知らせ

新専門医制度についてはご理解とご支援をありがとうございます。新体制となった日本専門医機構（以下機構）がこのたび整備指針の見直しを行い、「専門医制度新整備指針」として機構の社員総会で承認されました。（機構 HP 参照：

<http://www.japan-senmon-i.jp/news/doc/sinseibisisin2016.12.16.pdf>）

これを受け、日本臨床検査医学会では、2018年度からの新制度導入を目指して準備を本格化させるところです。ここで、現況と見通しについて案内します。

1. 専門医制度新整備指針について

<http://www.japan-senmon-i.jp/news/doc/sinseibisisin2016.12.16.pdf>

基本的な考え方に以下のような変更がありました。

- ① これまでは機構主導の標準化を目指したリジッドなものであったが、仕切り直しにあたっては各学会の自主性を重視し、学会が責任をもって制度設計を行い、機構はそれを専門医の地域偏在防止の視点などを加味して調整することを基本とする。
- ② 専門研修の形態を「プログラム制」と「カリキュラム制」に分け、基本領域は「プログラム制」を原則とするが、各領域の事情によっては、「カリキュラム制」を可能とする。
- ③ ダブルボードを妨げない。

当領域では、他基本領域の専門医が臨床検査専門医を取得することが多い現状を踏まえ、そのような方々が取得しやすい制度を要望してきましたが、新指針では上記②に示すように「カリキュラム制の導入」という形で認められました。そこで、当学会は、昨年12月24日の理事会において、初期臨床研修修了後の専攻医には「プログラム制」を適用し、他基本領域専門医取得者には「プログラム制」のほかに希望すれば「カリキュラム制」を適用する方針を決定しました。カリキュラム制では、到達目標に達すれば資格試験受験が可能で、現在の学会専門医制度での研修と基本的には同様で、登録や評価などがより厳格化されると理解ください。

2. プログラム申請と以降のスケジュール

今後は、学会で「研修プログラム整備基準」とそれに基づく「モデルプログラム」を改訂し、機構の承認を得て、各施設に示すこととなります。機構との折衝の成り行

きによりますが、本年2月頃には各施設にモデルプログラムを提示し、3月末くらいまでに各施設から昨年提出いただいたプログラムを改訂の上、提出いただくことを想定しています。この改訂は大きなものにはならないと思われます。そして昨年同様、提出されたプログラムを学会内で1次審査し、機構による2次審査を経て、5～6月には専攻医候補に提示することになります。その後、実際の募集、採用へと進みます。

3. 更新について

当領域では、機構専門医導入を1年遅らせ、2018年1月1日付の更新から導入します。これに伴い、「更新基準」（学会HPに掲載）を一部改訂し、機構に承認されましたので、変更点を以下にあげます。

- ①「診療実績の証明」において、報告書の提出など具体的な実績をあげることが困難な場合は専門医資格認定試験の一部を受験し、一定の成績をおさめることで代用可能とする。
- ②連続3回更新（学会専門医含む）した場合は、4回目以降の更新から、「診療実績の証明」を他の単位で代用可能とする。
- ③更新の申請時には審査料として学会に1万円を納入し、更新が認定された場合は機構に認定料1万円を納入する。

2018年1月1日付の機構専門医としての更新者は、学会専門医更新分の4/5の単位と直近1年の機構専門医更新分の1/5の単位をもって申請することになりますが詳細は再度案内します。なお、2021年1月1日付の更新までは、現行制度の学会専門医の更新を継続しますので、この期間の更新該当者は機構専門医か従来基準による学会専門医かのどちらかを選択していただくこととなります。

4. 単位認定のための講習会について

2017年4月以降に開催される講習会は、機構のルールに基づいて認定されることとなります。基本的には（特に共通講習は）学会内の1次審査を終え、機構の2次審査を受けて3か月前にHPで公開することが求められます。従いまして、講習会の企画担当者は早めの申請をお願いします。

申請にあたりましては、これまでと異なり、機構のフォーマットを用いていただくこととなりますので学会事務局にお問い合わせください。

共通講習（感染対策、医療安全、医療倫理など）は、他領域の専門医にもオープンにする内容が求められ、実際に他領域の専門医の受講を相互に受け入れることとなります。

領域講習は、1時間以上2時間未満の講習が1単位、2時間以上のシンポジウムやワークショップが2単位として認定される見込みです。

欠席した場合に受講するe-learningにおいては、5問の確認テストを課し、80%以上の正解で受講証明取得となります。